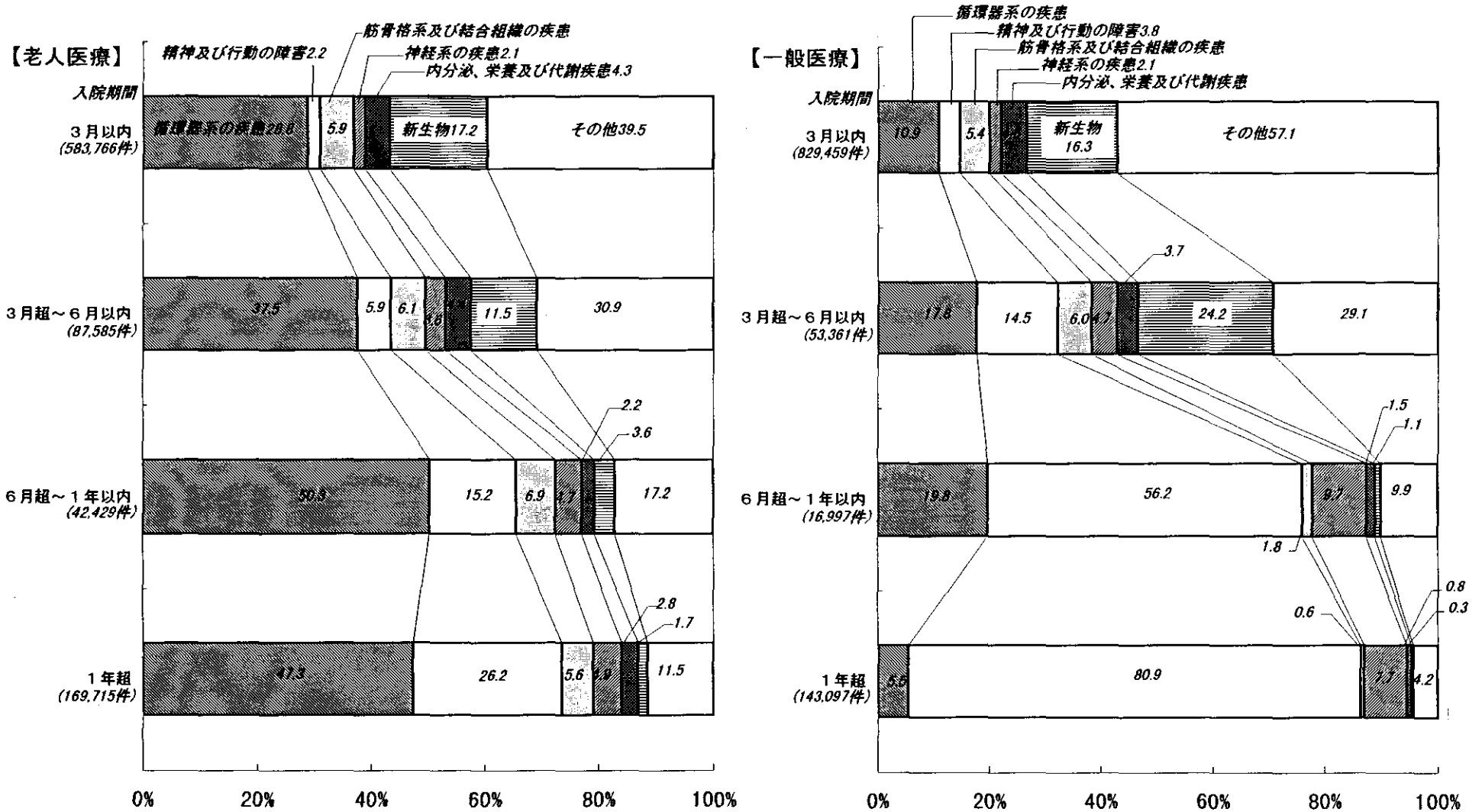


# 1. 入院医療

## 高齢者の入院の実態

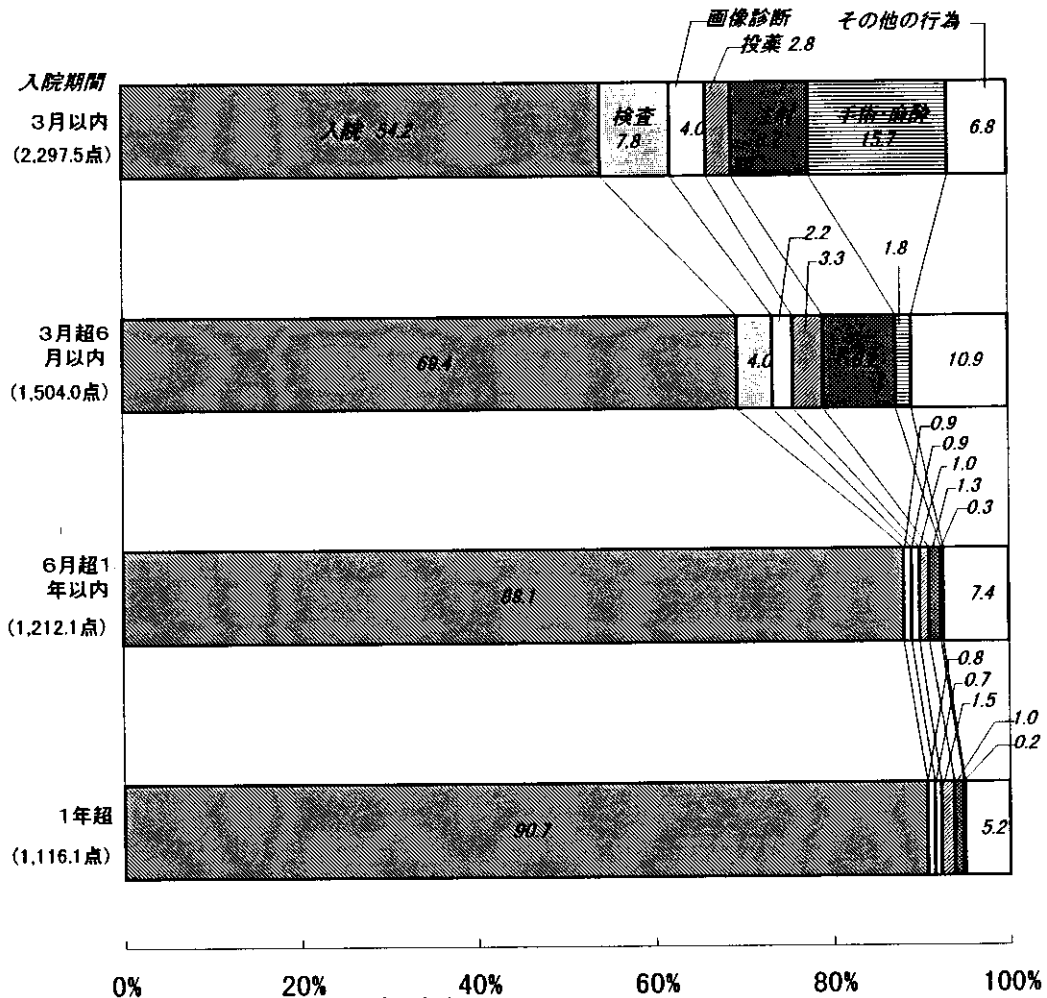
入院期間・疾患分類別割合



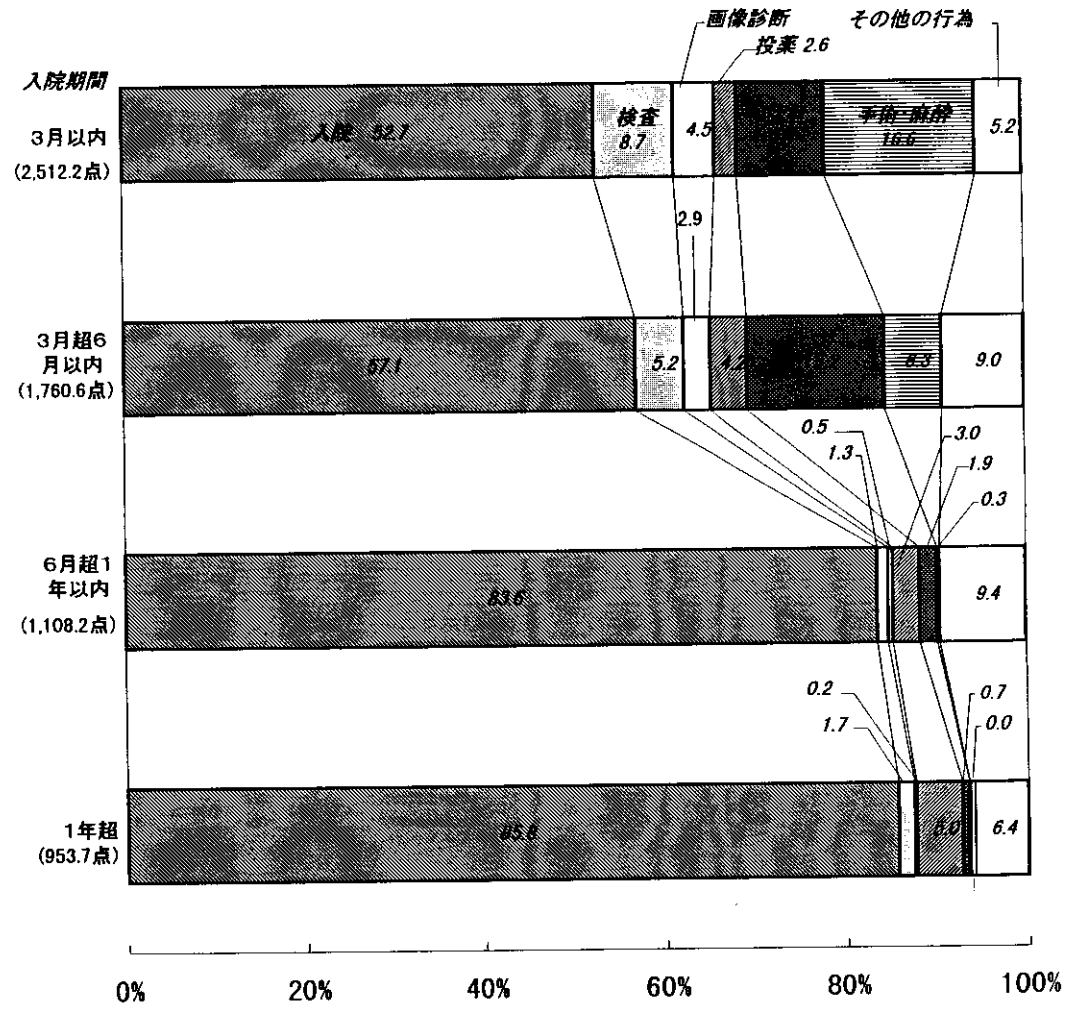
資料：社会医療診療行為別調査報告  
(平成11年6月審査分)

入院期間・診療行為別1日当たり点数の構成割合

【老人医療】



【一般医療】



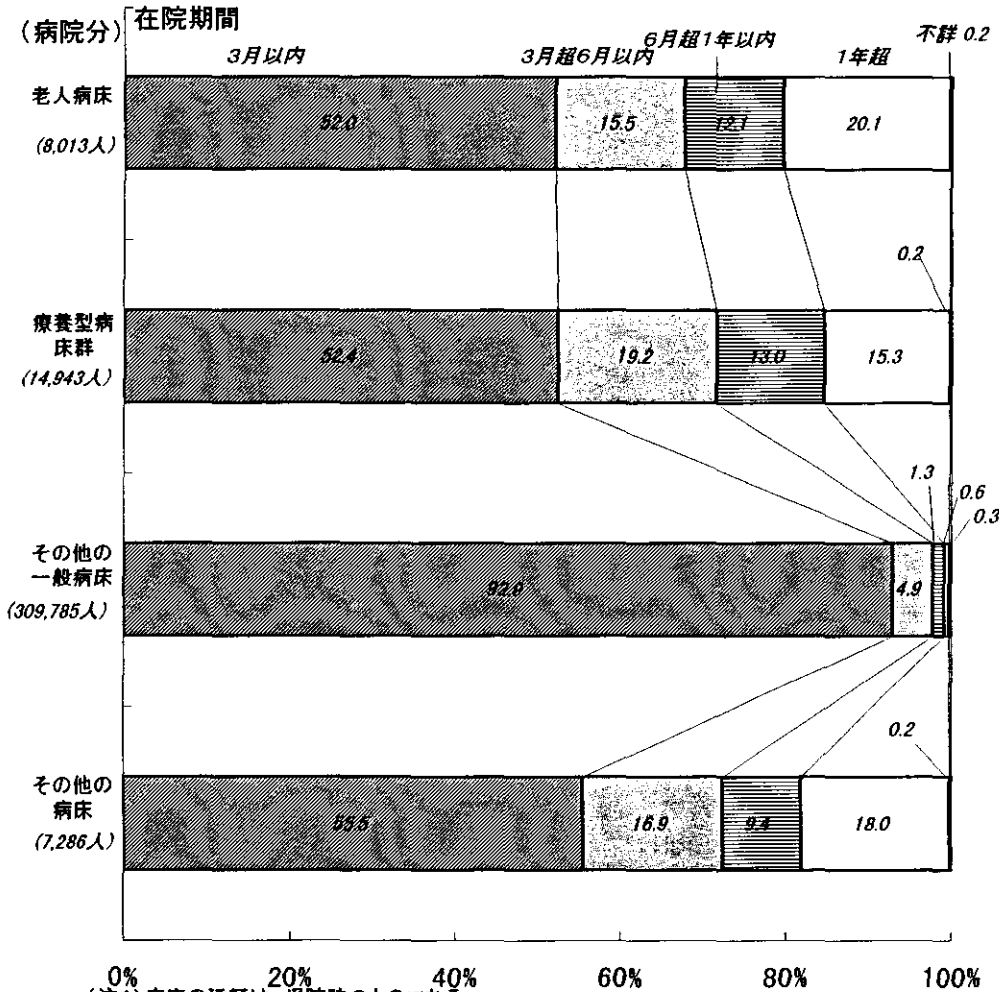
(注1) ( )内は1日当たり診療点数である。  
 (注2) その他の行為は、「初診・再診」「指導管理等」「在宅医療」「リハビリテーション」「精神科専門療法」「処置」及び「放射線治療」である。

資料：社会医療診療行為別調査報告  
 (平成11年6月審査分)

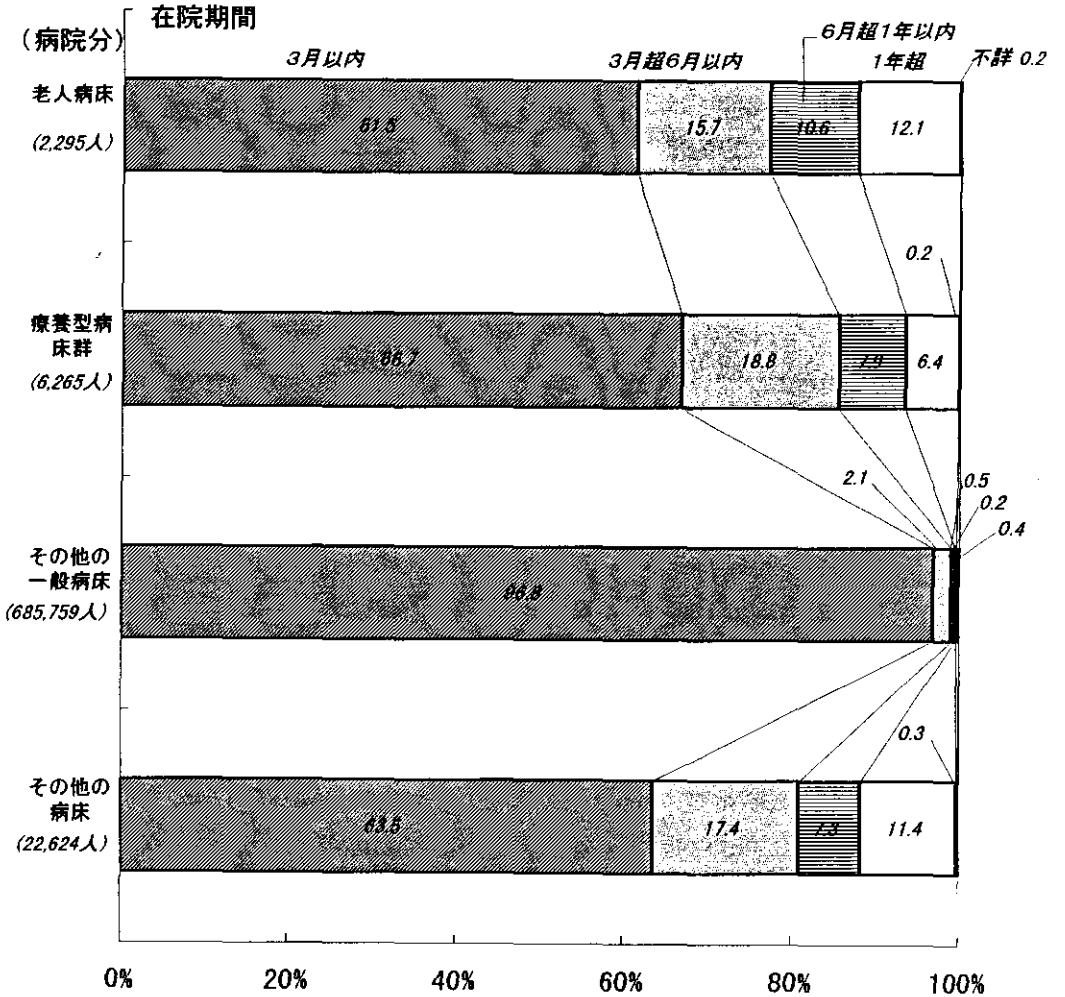
2

推計退院患者数割合 在院期間・年齢(70歳以上・未満)・病床の種類別

【70歳以上】



【70歳未満】

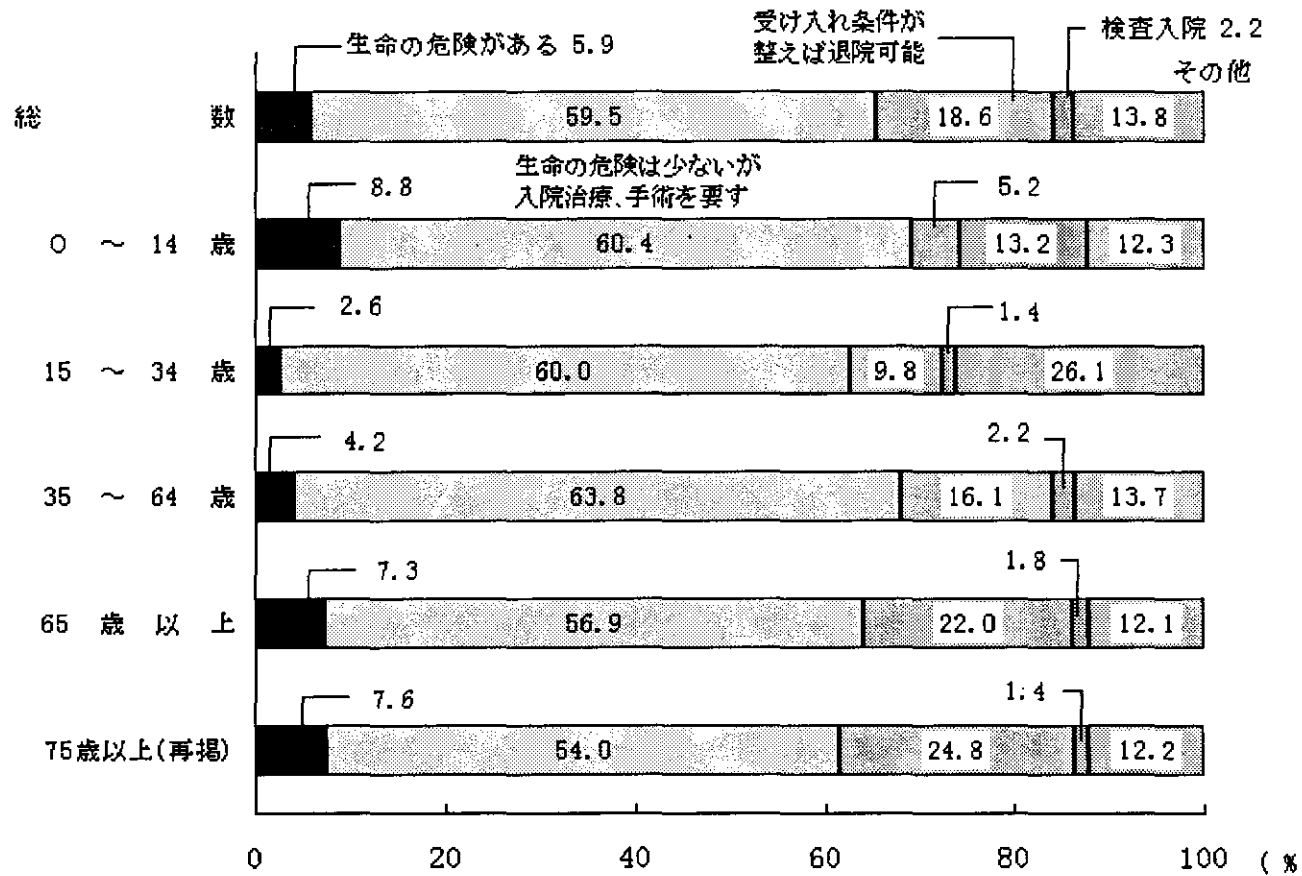


(注1) 病床の種類は、退院時のものである。

(注2) ( )内は、推計退院患者数である。

(注3) その他の病床とは、精神病床、感染症病床、結核病床である。

年齢階級別にみた重症の状況別推計入院患者数構成割合



(推計患者数 1482.6千人)

資料:平成11年 患者調査

## 高齢者の入院医療に係る診療報酬の概要

		一般病棟		療養病棟	老人病棟
		包括病床群以外	包括病床群		
90 日 以 内		<b>老人一般病棟入院基本料</b> ・病院の一般病棟 ・看護配置、看護婦比率、平均在院日数で区分 (1,221点～793点)	<b>老人一般病棟入院医療管理料</b> ・看護配置及び看護補助配置で区分(967点・937点) ・検査、投薬及び注射並びに処置の一部を包括評価	<b>老人療養病棟入院基本料</b> ・病院の療養病棟 ・看護配置、看護婦比率、看護補助配置で区分 (1,184点～1,019点) ・検査、投薬及び注射並びに処置の一部を包括評価	<b>老人病棟老人入院基本料</b> ・主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として旧医療法に基づく特例許可等を受けた病棟又は老人入院比率が6割を超える病棟 ・看護配置、看護婦比率、看護補助配置で区分 (1,162点～869点) ・検査、投薬及び注射並びに処置の一部を包括評価(一部の注射薬の費用を除く。)
	5 90 日 超	特定患者 以外	<b>老人一般病棟入院基本料</b>		
	特定患者	<b>老人特定入院基本料</b> (937点・794点) ・検査、投薬及び注射並びに処置の一部を包括評価			

※ 包括病床群：療養病棟又は老人病棟を有しない病院の一般病棟における主として特定患者を入院させるための一群の病室

※ 特定患者：90日を超える期間同一の保険医療機関の一般病棟に入院している患者であって、厚生労働大臣が定める状態等にあるもの(別添)に該当しない者

【厚生労働大臣が定める状態】

- 1 難病患者等入院診療加算を算定する患者
- 2 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- 3 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- 4 悪性新生物に対する治療（重篤な副作用の恐れがあるもの等に限る。）を実施している状態にある患者
- 5 観血的動脈圧測定を実施している状態にある患者
- 6 老人算定基準の老人理学療法料の1イ(1)(一)に規定する理学療法等の複雑なリハビリテーションを実施している状態にある患者（患者の入院の日から起算して180日までの間に限る。）
- 7 ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態にある患者
- 8 頻回に喀痰吸引を実施している状態にある患者
- 9 人工呼吸器を使用している状態にある患者
- 10 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態にある患者
- 11 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。）にある患者
- 12 前各号までに掲げる状態に準ずる状態にある患者

〈入院基本料一覧〉

病棟区分	対象者		診療報酬上の区分	施設基準等	包括の範囲	医療機関数 (H12.7.1現在)
一般病棟	一般病棟に入院している患者	特定患者以外	(老人)一般病棟入院基本料	看護配置、看護婦比率、 平均在院日数		6,358
		特定患者	老人特定入院基本料			
療養病棟	療養病棟に入院している患者		(老人)療養病棟入院基本料	看護配置、看護婦比率、 看護補助配置	検査・投薬・注射 処置の一部 除：一部の注射料	2,950
結核病棟	結核病棟に入院している患者		(老人)結核病棟入院基本料	看護配置、看護婦比率、 平均在院日数		335
精神病棟	精神病棟に入院している患者		(老人)精神病棟入院基本料	看護配置、看護婦比率、 平均在院日数		1,495
特定機能病院	特定機能病院の一般病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者	特定患者以外	(老人)特定機能病院入院基本料	看護配置、看護婦比率、 平均在院日数		一般：81 結核：15 精神：76
		特定患者	老人特定入院基本料			
専門病院	専門病院に入院している患者	特定患者以外	(老人)専門病院入院基本料	看護配置、看護婦比率、 平均在院日数		13(H12.10.1)
		特定患者	老人特定入院基本料			
障害者施設等	障害者施設等一般病棟に入院している患者	特定患者以外	(老人)障害者施設等入院基本料	看護配置、看護婦比率		199
		特定患者	老人特定入院基本料			
老人病棟	老人病棟に入院している患者		老人病棟(老人)入院基本料	看護配置、看護婦比率、 看護補助配置	検査・投薬・注射 処置の一部 除：一部の注射料	526
診療所(療養病床を除く)	有床診療所(療養病床を除く)に入院している患者		(老人)有床診療所入院基本料	看護配置		11,113
診療床(療養病床に限る)	有床診療所(療養病床に限る)に入院している患者		(老人)有床診療所療養病床入院基本料	看護配置、看護補助配置	検査・投薬・注射 処置の一部 除：一部の注射料	1,684

〈主な特定入院料一覧〉

診療報酬上の区分	対象患者	施設基準	包括範囲	届出状況
回復期リハビリテーション病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳血管疾患、脊髄損傷等の発症後3ヶ月以内の状態での入院した患者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーション科を標榜している病院</li> <li>病床床面積が、患者1人当たり6.4㎡以上</li> <li>専従の医師1人以上が常勤</li> <li>理学療法士2人以上及び作業療法士1人以上が常勤</li> <li>看護職員数が患者3人に1人以上</li> <li>看護補助者数が患者6人に1人以上</li> </ul>	リハビリテーションの費用及び地域加算を除くすべての費用	機関数：34 病床数：1675
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>末期の悪性腫瘍及び後天性免疫不全症候群の患者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病床床面積が、患者1人当たり8㎡以上</li> <li>一定の広さを有する談話室</li> <li>緩和ケアを担当する医師が常勤</li> <li>看護婦が、患者1.5人に1人以上勤務</li> </ul>	地域加算、在宅悪性腫瘍患者指導管理料及び在宅寝たきり患者処置指導管理料を除くすべての費用	機関数：81 病床数：1489
老人一般病棟入院医療管理料1・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般病棟の包括病床群に入院している患者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養病棟又は老人病棟を有していない病院の一般病棟</li> <li>【管理料1】：看護職員数が、患者6人に1人以上 看護補助者数が、患者6人に1人以上</li> <li>【管理料2】：看護職員数が、患者6人に1人以上 看護補助者数が、患者8人に1人以上</li> </ul>	検査、投薬、注射及び一部の処置	
老人性痴呆疾患治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神症状及び行動異常が特に著しい痴呆性患者にふさわしい急性期に重点をおいた集中的な治療を行う病棟に入院している患者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科を標榜している病院</li> <li>病棟床面積が、患者1人当たり23㎡を標準</li> <li>精神科医師及び専従の作業療法士が各1人以上勤務</li> <li>看護職員数が、患者6人に1人以上</li> <li>看護補助者数が、患者5人に1人以上</li> <li>専従する精神保健福祉士等又は専従する臨床心理技術者がいずれか1人以上勤務</li> </ul>	地域加算、精神科措置入院加算及び精神科専門療法に係る費用を除くすべての費用	機関数：126 病床数：6823
老人性痴呆疾患療養病棟入院料1・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神症状及び行動異常が著しい痴呆患者にふさわしい療養を行う病棟に入院している患者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【入院料1】</li> <li>精神科を標榜している病院</li> <li>病棟床面積は患者1人当たり18㎡以上</li> <li>精神科医師及び専従の作業療法士が各1人以上勤務</li> <li>看護職員数が、患者6人に1人以上</li> <li>看護補助者数は、患者6人に1人以上</li> <li>専従する精神保健福祉士等又は専従する臨床心理技術者がいずれか1人以上勤務</li> <li>【入院料2】</li> <li>看護補助者数は、患者8人に1人以上</li> <li>看護補助配置を除く入院料1と同様の基準</li> </ul>	地域加算、精神科措置入院加算及び精神科専門療法に係る費用を除くすべての費用	【入院料1】 機関数：140 病床数：8900 【入院料2】 機関数：7 病床数：366
診療所老人医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養計画を策定し、当該計画に基づき、診療所老人医療管理を行うものとして入院させた患者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病室床面積が1人当たり6.4㎡以上</li> <li>食堂及び浴室</li> <li>看護職員及び看護補助者数が、患者3人に1人以上</li> </ul>	すべての費用	機関数：391 病床数：1833